

歯科 新点数テキスト『2014年改定の要点と解説』訂正

〈1〉補管期間中の事前承認ブリッジの扱い

P85-86 クラウン・ブリッジ維持管理料 (P84 通則20の「イ」も同様)

通知

(7)「注1」の「歯冠補綴物またはブリッジ」を保険医療機関において装着した日から起算して1年を経過した日以降2年を経過する日までの間に、外傷、腫瘍等(歯周疾患が原因である場合を除く。)によりやむを得ず隣在歯または隣在歯および当該歯冠補綴物が装着された歯もしくは当該ブリッジが装着された支台歯を抜歯し、ブリッジを装着する場合には、あらかじめその理由書、模型、エックス線フィルムまたはその複製を地方厚生(支)局長に提出し、その判断を求めるものとする。また、添付模型の製作の費用は、基本診療料に含まれ、算定できないが、添付フィルムまたはその複製については区分番号E100に掲げる歯、歯周組織、顎骨、口腔軟組織および区分番号E300に掲げるフィルムに準じて算定するして差し支えない。ただし、算定にあたっては診療報酬明細書の摘要欄に算定の理由を記載明記すること。(以下省略)

解説

3. 補管期間中の事前承認ブリッジの扱いが下記のとおり変更された。

改定前	改定後
<ul style="list-style-type: none"> 補管算定から1年超2年以内 補管を算定した歯冠補綴物の隣在歯または補管を算定したブリッジの隣在歯をやむを得ず抜歯 	<ul style="list-style-type: none"> 補管算定から2年以内 ①補管を算定した歯冠補綴物の隣在歯または補管を算定したブリッジの隣在歯をやむを得ず抜歯②補管を算定したブリッジの隣在歯およびそのブリッジの支台歯をやむを得ず抜歯※③補管を算定した歯とその隣在歯をやむを得ず抜歯
<ul style="list-style-type: none"> 抜歯の原因が歯周疾患ではなく、外傷、腫瘍などの場合 あらかじめ理由書、模型、エックス線フィルムまたはその複製を地方厚生(支)局長に届け出る 	

(※の例：②1①ブリッジで①と隣在歯2番を抜歯→③②112③)

〈2〉加圧根管充填処置は根充と併せて算定

加圧根管充填処置について、P111改定事例2で、「根管充填後、当日X線撮影ができない場合は、後日、X線撮影を行い、気密な根管充填を確認した段階で算定する」内容で掲載していますが、3/31付で出された疑義解釈(その1)問13によって、「隣接する複数歯に対して根管充填を行い、後日にまとめてX線撮影を行う場合などの特別な理由がある場合は、根管充填および加圧根管充填処置の算定と異日にX線撮影を行い根管充填の状態を確認しても差し支えない。この場合において、その旨をカルテおよびレセプト摘要欄に記載する」と明記されました。以下の通り訂正します。

P64 加圧根管充填処置

解説 1. …それぞれ1歯につき根管充填と併せて算定する。

P111 改定事例2

4/15	2	根充 (CaN+G. ポイント)	68	68
		加圧根管充填処置 (CRF) (改定前は加圧根充加算)	128	130
4/22	1	根充 (CaN+G. ポイント)	68	68
		加圧根管充填処置 (CRF) (改定前は加圧根充加算)	128	130
	1 2	X-Ray (D) 1 F (所見 略)	38	38

正誤表

	誤	正
P13 点数表・在宅	在宅患者緊急時等カンファレンス料 ……200	在宅患者緊急時等カンファレンス料 ……200 (注. 点数への網かけはない)
P54 訪問歯科衛生指導料	解説 1. …場合の患者への提供文書には…	解説 1. …場合のカルテには…
P109 改定事例8の2行目	また同日に同一建物内で	また同日に同一建物内で

歯科新点数に関するお問い合わせは、☎078-393-1809 歯科部会まで